

日介支専協第7-0446号

令和7年9月25日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口里則
[公印省略]

介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善に関する
要望書の手交について(ご報告)

拝啓 平素より当協会の活動に格別のご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

本年5月19日より日本相談支援専門員協会と共同で実施した「介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善を要望する署名活動」にて集まった「252,547筆」(令和7年9月24日時点)の署名数をもって、9月25日に福岡資麿厚生労働大臣宛の標記要望書を黒田秀郎老健局長に手交しましたのでご報告申し上げます。手交の際には野村知司障害保健福祉部長も同席されました。

改めまして、本署名活動にご協力いただきました支部の皆様には、心より感謝申し上げます。

なお、今後は、国会議員を通して衆議院議長、参議院議長への請願を予定しております。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知につきましても、よろしくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：佐藤里美・松嶋春子
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町1丁目11番地
金子ビル2階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail: soumuka@jcma.or.jp

令和7年9月25日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴 口 里 則

特定非営利活動法人
日本相談支援専門員協会
代表理事 富 岡 貴 生

要 望 書

介護保険制度や障害福祉サービスにおいては、介護職員等処遇改善加算、障害福祉人材確保・職場改善等事業において処遇改善のための給付が行われており、介護・障害福祉の現場における人材確保や賃上げのための財源として、非常に重要な仕組みとなっています。

しかしながら、介護保険制度・障害福祉サービスを利用しながらも地域で安心した生活が送れるよう、ケアマネジメントにより相談支援、関係機関の連携調整等を行う居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、および障害児者の計画相談支援事業所等は、これら処遇改善の給付対象となっておらず人材確保もままならない実態となっています。

したがって、介護保険サービスや障害福祉サービス利用において、欠かすことができない居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、および障害児者の計画相談支援事業所等の介護支援専門員・相談支援専門員に対し、人材確保や職場環境改善のための処遇改善に係る給付が行われるよう要望いたします。

以上